



青森県報

号外第三十七号

平成十四年四月一日(月曜日)

目次

告示

青森県知事 木村守男
 表社会福祉法人青森県社会福祉事業団の項中、「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

○法人の一部改正.....
 (総務学事課) : 一

○青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一
 部改正.....
 (同) : 一

○青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人の一部改正.....
 (同) : 二

公安委員会

○テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を
 改正する規則.....
 (少年課) : 二
 (同) : 二

告示

表製菓衛生師試験の項及びクリーニング師試験の項を削る。
 表歯科技工士試験の項の次に次のように加える。

青森県知事 木村守男

平成十三年四月一日青森県告示第二百一十八号(青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

青森県告示第百四十九号

平成十二年四月一日青森県告示第一百八十五号(青森県情報公開条例第三十三条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

クリーニング	製菓衛生師試験
科目別得点及び総合得点	科目別得点及び総合得点
合格発表の日から 一月間	合格発表の日から 一月間
健康福祉部薬務 衛生課	健康福祉部薬務 衛生課

青森県告示第百五十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第二十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木 村 守 男

表社会福祉法人青森県社会福祉事業団の項中、「社会福祉法人青森県社会福祉事業団」を「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に改める。

表財団法人青森県出稼協会の項、表財団法人青森県下水道公社の項及び表財団法人青森県長寿社会振興財団の項を削る。

表財団法人青森県国際交流協会の項の次に次のように加える。

財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会	青森市新町二丁目四の二〇
----------------------	--------------

公 安 委 員 会

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十四年四月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第六号

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則の一部を改正する規則

テレホンクラブ等営業の届出等に関する施行規則（平成八年十一月青森県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則

第一条中「テレホンクラブ等営業及び同項第六号に規定する」を削る。

平成十四年四月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第一条第一項の規定により、少年指導委員を平成十四年四月一日委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

第二条第一項中「テレホンクラブ等営業所（以下「営業所」という。）の所在地又は」を削り、同条第三項中「営業所又は」を削り、「次のいずれかの届出書」を「第五条に規定する自動販売機による利用カード類販売廃止届出書」に改め、「営業所の所在地又は」を削り、同項各号を削り、同条第四項中「営業所又は」を削る。

第三条から第六条を削る。

第七条第一項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の四第一項」に、「第四号様式」を「第一号様式」に改め、同条第三項中「第十五条の六第一項第六号」を「第十一条の四第一項第六号」に改め、同条を第三条とする。

第八条第一項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の四第一項」に、「第五号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とする。

第九条中「第十五条の六第二項で準用する第十五条の一第三項の規定による届出」を「第十五条の四第三項の規定による届出」に、「第六号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

第一号様式から第三号様式を削る。

第四号様式中「第7条」を「第3条」に、「第15条の6第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同様式を第一号様式とする。

第五号様式中「第8条」を「第4条」に、「第15条の6第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同様式を第一号様式とする。

第六号様式中「第9条」を「第5条」に、「第15条の6第2項」を「第15条の4第3項」に改め、同様式を第二号様式とする。

附 則

「」の規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第十六号

相馬 孝	鎌田 菊池 政彦 晃	中村 正美	柳谷 清	吉田 解造	長岡 哲夫
上南津 扇田 輕郡平 五番地 六番地	南津輕郡平賀町大字小和森 字種取三七 番地二一	むつ市大字田名部字上道八 七番地三〇一	下北郡大畑町字湯坂下三一 番地七	むつ市大湊上町八番八号	むつ市横迎町二丁目一番 一二号
館山字	平賀町のうち、 番地一の区域	平賀駅前周辺（北柳 二番地まで及び二三 番地）	柳町一部駅前周辺（本 町二番、四番、田名部町一 番まで及び五番から九番まで） 大湊新町（大湊新町三番、五 番及び二四番から一七番まで） 三番まで及び二一 番の区域	柳町一部駅前周辺（本 町一丁目一一番、田名部町一 番から九番まで） 大湊新町（大湊新町三番、五 番及び二四番から一七番まで） 三番まで及び二一 番の区域	むつ市のうち、 田名部駅前周辺（本 町二番、四番、田名部町一 番から九番まで） 大湊新町（大湊新町三番、五 番及び二四番から一七番まで） 三番まで及び二一 番の区域

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人